

各高齢者関係施設等  
施設長・管理者 様

熊本県健康福祉部  
長寿社会局高齢者支援課長

熊本県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業補助金に係る交付要  
項の制定等について（通知）

このことについて、介護分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処  
遇改善に向けて、必要な対応を行うこととされている令和8年度介護報酬改定の時期を待た  
ず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行うことを目  
的とし、介護従事者に対して幅広く賃上げ支援を実施し、生産性向上や協働化に取り組む介  
護サービス事業所又は介護保険施設（以下「介護サービス事業所等」という。）の介護職員  
に対して賃上げ支援を上乗せするとともに、介護職員について、職場環境改善に取り組む介  
護サービス事業所等の支援を行うことを目的として、「令和7年度介護分野の職員の賃上げ・  
職場環境改善支援事業 実施要綱」（令和7年12月25日付け老発 1225 第3号厚生労働  
省老健局長通知。以下「国実施要綱」という。）が発出されたことに伴い、標記交付要項（以  
下「県交付要項」という。）を別添のとおり制定しましたので通知します。

つきましては、下記1の補助要件を満たす介護サービス事業所等のうち、本補助金の交付  
を希望する介護サービス事業所等につきましては、介護サービス事業所等を運営する法人に  
おいて介護サービス事業所等を取りまとめの上、必要書類を御提出くださいますようお願い  
します。

記

1 補助要件

(1) 国実施要綱別紙1表1に掲げるサービス類型の介護サービス事業所等

以下の①を満たす介護サービス事業所等であること。また、①の要件に加えて、②  
及び③の要件を満たす介護サービス事業所等又は③の要件を満たす介護サービス事  
業所等に対しては、それぞれの要件に応じて設定された交付率を乗じて算出される補  
助額が加算される。

①基準月において、処遇改善加算を算定していること。

②基準月において、生産性向上や協働化に係る取組として以下のいずれかの取組  
を行っていること。

(ア) ケアプランデータ連携システムに加入していること。

(イ) 介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉法第128条第1号イ  
に規定する社会福祉連携推進法人（以下単に「社会福祉連携推進法人」と  
いう。）に所属していること。

③職場環境改善等に向けて、以下の（ア）～（ウ）のいずれかの取組の実施を計画又は既に実施していること。

- （ア）介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
- （イ）業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等）
- （ウ）業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組

（２）国実施要綱別紙１表２に掲げるサービス類型の介護サービス事業所等

以下の①を満たす介護サービス事業所等であること。また、①の要件に加えて、②及び③の要件を満たす介護サービス事業所等又は③の要件を満たす介護サービス事業所等に対しては、それぞれの要件に応じて設定された交付率を乗じて算出される補助額が加算される。

①基準月において、処遇改善加算を算定していること。

②基準月において、生産性向上や協働化に係る取組として以下のいずれかの取組を行っていること。

- （ア）生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定していること。
- （イ）ケアプランデータ連携システムに加入していること。
- （ウ）介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属していること。

③職場環境改善等に向けて、以下の（ア）～（ウ）のいずれかの取組の実施を計画又は既に実施していること。

- （ア）介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
- （イ）業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等）
- （ウ）業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組

（３）国実施要綱別紙１表３に掲げるサービス類型の介護サービス事業所等

以下の①又は②のいずれかを満たす介護サービス事業所等であること。

①基準月において、生産性向上や協働化に係る取組として以下のいずれかの取組を行っていること。

- （ア）ケアプランデータ連携システムに加入していること。
- （イ）介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属していること。

②基準月において、処遇改善加算Ⅳの算定に準ずる（ア）から（ウ）までの要件を全て満たすこと。

- （ア）任用要件・賃金体系の整備等
- （イ）研修の実施等
- （ウ）職場環境等要件

※ 居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売については、本補助金の対象外です。

## 2 提出書類（（1）～（3）は必須、（4）は必要に応じて提出）

- （1）別紙様式1 熊本県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業補助金の交付決定及び支払に係る申請書兼請求書及び留意事項に対する同意書
- （2）別紙様式2（計画書） 熊本県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業補助金基本情報入力シート、総括表、個表
- （3）振込口座情報関係（通帳の写し等）
- （4）委任状及び口座振替申出書

※国が公開している様式とは異なるため、様式はすべて、熊本県ホームページ（以下の「3 様式掲載先」参照）からダウンロードして作成してください。

※（4）については、口座名義が申請者と異なる場合のみ、郵送にて御提出ください。

※（2）の提出にあたり、使用しない様式シートの削除は不要です。

## 3 様式等掲載先

熊本県ホームページ <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/32/123899.html>

または、熊本県HPトップ (<http://www.pref.kumamoto.jp>) にアクセスのうえ、「ページ番号でさがす」に「123899」を入力すると表示されます。

## 4 受付期間

### （1）第1回申請

対象事業者：すべての事業所の支払いの基準月を令和7年12月として、審査を希望する法人

申請期間：令和8年2月24日（火）～令和8年3月3日（火）【必着】

補助金交付予定時期：4月下旬以降

（留意事項）

○令和7年12月を基準月として補助額を算出します。別紙様式2-3のすべてのサービスについて、基準月を令和7年12月としてください。

○審査においては、国民健康保険団体連合会に対して令和8年1月10日までに請求を行った報酬額に基づき、補助額を算出します。

### （2）第2回申請

対象事業者：第1回申請を行っていない法人

申請期間：令和8年3月9日（月）～令和8年3月31日（火）【必着】

※ただし基準月を令和8年3月とする事業所、令和8年3月に新規指定を受けた事業所がある場合のみ、令和8年4月10日（金）までを受付期間とします。

補助金交付予定時期：7月下旬以降

（留意事項）

○基準月は、原則、令和7年12月とします。ただし、12月のサービス提供分が

やむを得ない事情により、ほかの平常月と比較して著しく低い場合には、令和8年1月から3月までの任意の月を基準月とすることができます。また、令和8年1月から3月に開設した事業者については、基本的に初回サービス提供月を基準月としますが、初回サービス提供月における総報酬額が著しく低い場合等においては、基準月を令和8年1月から3月までの任意の月とすることができます。

○審査においては、国民健康保険団体連合会に対して令和8年4月10日までに請求を行った報酬額に基づき、補助額を算出します。

## 5 提出方法

「2 提出書類」のうち、

(1) ~ (3) : 【電子メール】 [kaigo@chinnageshien.com](mailto:kaigo@chinnageshien.com) に Excel 形式で提出

(4) : 【郵送】 〒862-0954

熊本市中央区神水1-3-1 ヨネザワ熊本県庁前ビル5階 (E号室)

熊本県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業補助金事務局 宛

## 6 熊本県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業補助金事務局の開設について

本補助金の申請手続等に関する問い合わせに答えるため、令和8年(2026年)2月24日(火)より、次のとおり事務局を開設します。

なお、本事業の制度に関するお問い合わせについては、「厚生労働省コールセンター(050-3733-0222/9:00~18:00(土日含む))までお問合せくださいますようお願いいたします。

○熊本県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業補助金事務局

【R8.2.24開設】

電話番号 096-243-1890

メールアドレス [kaigo@chinnageshien.com](mailto:kaigo@chinnageshien.com)

受付時間 9:00~17:00 (平日のみ)

(担当部署)

熊本県健康福祉部長寿社会局

高齢者支援課 居宅介護班

Tel : 096-333-2219